

2017年度特定教育・保育施設等の実地指導報告書

1 町田市が実施する実地指導について

実地指導は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して、法令等で定める基準に対する適合状況について個別的に明らかにし、必要な助言や指導等を行うことにより、事業所の適正な運営やサービスの質の確保と向上を図るために行うものです。

特定教育・保育施設には、主に認可保育所や認定こども園等があり、町田市では子ども・子育て支援法に基づいて実地指導を行っています。なお、特定教育・保育施設は、児童福祉法に定める児童福祉施設等にも該当するため、東京都も児童福祉法や就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律（認定こども園法）に基づいて、実地指導を行っています。

特定地域型保育事業者には、主に家庭的保育事業者や小規模保育事業所等があり、これらについては、区市町村にのみ実地指導の権限が付与されており、町田市では児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づいて、実地指導を行っています。

特定教育・保育施設に対する東京都と町田市の指導項目は一部異なりますが、東京都と町田市が合同で実地指導を行うことで、事業者に対する実地指導への負担軽減を図ることができます。また、東京都と町田市が実施状況を情報共有し合うことで、相互に効率的かつ効果的な実地指導となるため、積極的に合同での実地指導を行っています。

2017年度は、実地指導対象105事業所のうち、特定教育・保育施設に対しては24事業所（うち東京都との合同が8事業所）、特定地域型保育事業者に対しては2事業所の実地指導を行いました。

2018年度以降も、計画的かつ必要に応じて実地指導を行う予定です。

2 2017年度 実地指導実施状況

2017年度に町田市が行った保育サービス事業者に対する実地指導の実施状況は、下表のとおりです。

なお、文書指摘とは、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反するもの（軽微な違反や改善中のもの、特別な事情により改善が遅延しているものを除く）、口頭指摘とは、福祉関連法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反するもの（管理運営上支障が大きいと認められるものまたは正当な理由なく改善を怠っているものを除く）をいいます。

対象数 (①)	実地指導数 (②)	うち文書 指摘事業数 (③)	口頭指摘 事業数	文書・口頭 指摘事項数	実施率 (②/①)	文書指摘率 (③/②)
105	26	14	24	163	24.7%	53.8%

3 主な指摘事項

文書指摘の具体的事例	指摘 事業数
<p>◇ 保育士を適正に配置すること。</p> <p>○ 開所時間中、保育士を常時2人以上配置していない。 (東京都条例第43号第43条第2項、東京都規則第47号第16条、町田支弁要綱第2第2号イ、第4、別表第1)</p> <p><改善の際の注意点></p> <p>○ 開所時間を通じて、常勤職員を含む常時2人以上の保育士を配置してください。</p> <p>○ 年齢区分に応じた必要保育士数が1人の場合で、その保育士と知事又は市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を配置する場合は、必要書類に不備がないように整備してください。</p>	6
<p>◇ 事故報告を行うこと。</p> <p>○ 骨折事故等が発生したにもかかわらず、市に事故報告が行われていない。 (府政共生第96号1、2、26福保子保第2984号3、4、町田市条例第35号第32条第2項)</p> <p><改善の際の注意点></p> <p>○ 死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合、速やかに市に報告してください。</p>	3
<p>◇ 公定価格の基本加算部分又は特定加算部分が適正でない。</p> <p>○ 公定価格の基本加算部分又は特定加算部分が適用されていたが、加算要件を満たしていない。 (実施上の留意事項別紙2Ⅲ2.(1)(イ)、Ⅵ1.(1))</p> <p><改善の際の注意点></p> <p>○ 加算要件を満たさなかった月について、速やかに精算(返還)してください。</p>	2

◇ 資産の管理を適正に行うこと。	
○ 現金収入を金融機関に預け入れることなく、保有している。 (運用上の留意事項1(2)、(4)、法人経理規程)	
<改善の際の注意点>	2
○ 現金収入を事業所で保管する日数は、法人の経理規程に定められた日数以内に行ってください。 ○ 法人で定める経理規程の現金保有期間が現実的でない場合は、リスク管理を考えた上で経理規程の変更も検討してください。	
◇ 契約書又は請書を適正に作成すること。	
○ 業者との契約において、契約書の作成がない。 ○ 金額が少額のため、契約書の作成を省略することができる契約において、それに代わる請書等の作成がない。 (指導監査ガイドラインⅢ-3-(2)-1、法人経理規程)	
<改善の際の注意点>	2
○ 業者と契約等を行った場合は、必ず契約書を作成してください。 ○ 法人経理規程で定めた金額を超えないため、契約書の作成を省略できる場合においても、適正な契約管理のため、請書やこれに準じた書面を作成してください。	

根拠法令等

略称	正式名称
東京都条例 第 43 号	平成24年3月30日条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
東京都規則 第 47 号	平成24年3月30日規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
町田市支弁要綱	平成 27 年 4 月 1 日適用「町田市民間保育所運営費支弁要綱」
府政共生 第 96 号	平成 27 年 2 月 16 日府政共生第 96 号、26 初幼教第 30 号、雇児保発 0216 第 1 号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」
26 福保子保 第 2984 号	平成 27 年 3 月 27 日 26 福保子保第 2984 号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」
町田市条例 第 35 号	平成 26 年 10 月 8 日条例第 35 号「町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」
実施上の留意事項	平成 28 年 8 月 23 日府子本第 571 号、28 文科初第 727 号、雇児発 0823 第 1 号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」
運用上の留意事項	平成 28 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 7 号、社援基発 0331 第 2 号、障障発 0331 第 2 号、老総発 0331 第 4 号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」
指導監査ガイドライン	平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」